

「関連当事者との取引」に関する会計基準の改訂について

- ・ 「関連当事者との取引」については、企業会計では平成18年10月「関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第11号）」が公表されているが、公社会計基準では、地方住宅供給公社において「設立団体等」以外の関連当事者は極めて稀な事例であること、また、設立団体との取引については財務諸表及び附属明細表等においてその開示がなされているとの観点から、企業会計に沿った対応を行ってこなかった。
- ・ しかしながら、各公社の実務の中で、いくつかの公社の外部監査等において「関連当事者との取引」の開示を求める意見等が出され、その対応が求められている状況にある。また、近年、新たに整備された公益法人会計などの公的法人の会計においても「関連当事者との取引に関する開示」を重視するものとなってきている。
- ・ こうした状況を踏まえ、公社会計基準としては、下記のとおり、「設立団体との取引」に視点をおいた「関連当事者との取引」に関する会計基準の改定を行うものとする。

記

1 会計基準の改訂

会計基準第10章 附属明細表

第38条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業別損益明細
- (2) 事業資産明細
- (3) 有形固定資産等明細
- (4) 有価証券明細
- (5) 関係団体出資等明細
- (6) 借入金等明細
- (7) 引当金明細
- (8) 特定目的積立金明細（ろ）
- (9) 保証債務等明細
- (10) 資本金等明細
- (11) 設立団体との取引明細（に）
- (12) その他主な資産・負債及び収益・費用の内訳

2 「附属明細表標準様式」の追加

標準様式(12) 「設立団体との取引明細表」 別紙

＜参考＞

企業会計基準第11号

関連当事者の開示に関する会計基準（抜粋）

（目的）

- 2 会社と関連当事者との取引は、会社と役員等の個人との取引を含め、対等な立場で行われているとは限らず、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある。また、直接の取引がない場合においても、関連当事者の存在自体が、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある。関連当事者の開示は、会社と関連当事者との取引や関連当事者の存在が財務諸表に与えている影響を財務諸表利用者が把握できるように、適切な情報を提供するものでなければならない。

（用語の定義）

- 5 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。
- (1) 「関連当事者との取引」とは、会社と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供をいう。また、関連当事者が第三者のために会社との間で行う取引や、会社と第三者との間の取引で関連当事者が当該取引に関して会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。
 - (2) 会社と関連当事者との取引における「会社」とは、連結財務諸表上は連結会社（連結財務諸表作成会社及び連結子会社をいう。以下同じ。）をいい、個別財務諸表上は財務諸表作成会社をいう。
 - (3) 「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、次に掲げる者をいう。
 - ① 親会社
 - ② 子会社
 - ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
 - ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（以下「その他の関係会社」という。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
 - ⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
 - ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
 - ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
 - ⑧ 親会社の役員及びその近親者
 - ⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者
 - ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
 - ⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）